

## 10) 障害者週間 (障害のある人についての週間)

障害者週間では、障害のある人が守られるだけの弱い人ではないことを伝え、障害のある人の社会の活動への参加を進めます。障害者団体など、民間団体に協力してもらいます。

## 11) 施策の基本方針 (障害のある人についての法律や制度が目指す方向)

障害のある人のための法律や制度を、障害のある人の自立と社会参加をむずかしくしている社会の問題をなくすために、つくります。性別、何歳か、どんな障害を持っているかに注意して、暮らしていて困ることがなくなるように支援します。

障害者の権利条約が認めている、障害のある人が、障害のない人と同じように地域で暮らす権利のために、必要な法律や制度をつくらなければなりません。

障害のある人に関する法律や制度をつくったり実施する時、障害のある人の意見を大切にします。

## 12) その他

国や地方公共団体が、障害のある人のために、いつまでに何をしておくのかを書いたもの (障害者基本計画や都道府県市町村障害者計画) をつくるときは、障害のある人が参加します。

障害者基本法に書かれたことを実行するために、差別を禁止する法律など必要な法律をつくったり、必要な政府のお金 (予算) を用意します。

障害のある人の暮らしがどうなっているのかや、障害のある人に関する法律や制度についての報告書を毎年、国会に出します。